

芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表(案)

改正案	現 行
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目</p> <p>(1) 財産の貸付に関する事。</p> <p>(2) 競争入札参加資格審査申請に関する事。</p> <p>(3) 行政財産の使用許可に関する事。</p> <p>(4) 町有財産の売買に関する事。</p> <p>(5) 物品等の購入に関する事。</p> <p>(6) 業務の委託に関する事。</p> <p>(7) 工事の請負に関する事。</p> <p>(8) 自動車及び機械器具の借上げに関する事。</p> <p>(9) 公営住宅の入居に関する事。</p> <p>(10) 農業経営基盤強化資金利子助成金に関する事。</p> <p>(11) 新規就農者支援事業に関する事。</p> <p>(12) 中小企業経営近代化融資・利子補給金に関する事。</p> <p><u>(13)</u> 住宅リフォーム奨励事業に関する事。</p> <p><u>(14)</u> 企業誘致奨励金に関する事。</p> <p><u>(15)</u> 中心市街地住宅借上げ制度に関する事。</p> <p><u>(16)</u> 住宅耐震改修等補助金に関する事。</p> <p><u>(17)</u> 奨学金貸付に関する事。</p> <p><u>(18)</u> 飲用井戸水水質検査に関する事。</p> <p><u>(19)</u> 敬老祝金の贈呈に関する事。</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>1 滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目</p> <p>(1) 財産の貸付に関する事。</p> <p>(2) 競争入札参加資格審査申請に関する事。</p> <p>(3) 行政財産の使用許可に関する事。</p> <p>(4) 町有財産の売買に関する事。</p> <p>(5) 物品等の購入に関する事。</p> <p>(6) 業務の委託に関する事。</p> <p>(7) 工事の請負に関する事。</p> <p>(8) 自動車及び機械器具の借上げに関する事。</p> <p>(9) 公営住宅の入居に関する事。</p> <p>(10) 農業経営基盤強化資金利子助成金に関する事。</p> <p>(11) 新規就農者支援事業に関する事。</p> <p>(12) 中小企業経営近代化融資・利子補給金に関する事。</p> <p><u>(13)</u> <del>住宅建設促進事業に関する事。(削除)</del></p> <p>(14) 住宅リフォーム奨励事業に関する事。</p> <p>(15) 企業誘致奨励金に関する事。</p> <p>(16) 中心市街地住宅借上げ制度に関する事。</p> <p>(17) 住宅耐震改修等補助金に関する事。</p> <p>(18) 奨学金貸付に関する事。</p> <p><u>(19)</u> <del>排水設備改造資金貸付に関する事。(削除)</del></p>

改正案	現 行
<p>(20) 就農研修者受入滞在指導助成金に関する こと。</p> <p>(21) 畜産経営安定化対策特別資金利子補給金に 関すること。</p> <p>(22) 家畜衛生検査助成金に関する こと。</p> <p>(23) 私立高等学校生徒授業料補助に 関すること。</p> <p>(24) 総合情報誌「すまいる」有料 広告掲載に関する こと。</p> <p>(25) 公式ホームページバナー 広告掲載に関する こと。</p> <p><u>(26) 新築住宅購入世帯新生活 応援奨励に関する こと。(名称変更)</u></p> <p>(27) 中古住宅購入世帯新生活 応援奨励に関する こと。</p> <p>(28) 芽室町小規模事業者持続 化補助金</p> <p>(29) 芽室町人材確保対策活 動助成金</p> <p><u>(30) 家畜ふん尿処理施設等 整備促進事業奨励金 に関する こと。(追加)</u></p> <p><u>(31) 結婚新生活支援事業に 関すること。(追加)</u></p> <p><u>(32) 特定空家等除却事業 補助金に 関すること。(追 加)</u></p> <p><u>(33) 芽室町移住促進引越 支援助成に 関すること。 (追加)</u></p> <p>2 特定滞納者に対する行政サ ービス等特別措置対象</p>	<p><u>(20) 生活環境改善設備資金 貸付に 関すること。(削 除)</u></p> <p>(21) 飲用井戸水水質検査に 関すること。</p> <p>(22) 敬老祝金の贈呈に 関すること。</p> <p>(23) 就農研修者受入滞在 指導助成金に 関する こと。</p> <p>(24) 畜産経営安定化対策 特別資金利子 補給金に 関 する こと。</p> <p>(25) 家畜衛生検査助成金 に関する こと。</p> <p>(26) 私立高等学校生徒 授業料補助 に関する こと。</p> <p>(27) 総合情報誌「すま いる」有 料広告 掲載に 関 する こと。</p> <p>(28) 公式ホームページ バナー 広告 掲載に 関 する こと。</p> <p><u>(29) 子育て世帯新生活 応援奨励 に関する こと。(名 称変更)</u></p> <p>(30) 中古住宅購入世帯 新生活 応援 奨励に 関 する こ と。</p> <p>(31) 芽室町小規模事 業 者 持 続 化 補 助 金</p> <p>(32) 芽室町人材確保 対策 活 動 助 成 金</p> <p>2 特定滞納者に対する行政サ ービス等特別措置対象</p>

改正案	現 行
<p>項目</p> <p>(1) 人材育成事業に関する事。</p> <p>(2) 重度身体障害者等交通費助成事業（タクシー）に関する事。</p> <p>(3) 各種検診料（特定健診を除く。）の助成に関する事。</p> <p>(4) 妊婦健診診療費助成に関する事。</p> <p>(5) 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する事。</p> <p>(6) 子ども医療費の助成に関する事。</p> <p>(7) 農村部高齢者交通確保対策助成事業に関する事。</p> <p><u>(8) 不育症治療費助成に関する事。(追加)</u></p> <p><u>(9) 一般不妊治療費助成に関する事。(追加)</u></p> <p><u>(10) 特定不妊治療費助成に関する事。(追加)</u></p> <p><u>(11) 産婦健康診査費用助成に関する事。(追加)</u></p>	<p>項目</p> <p>(1) 人材育成事業に関する事。</p> <p>(2) 重度身体障害者等交通費助成事業（タクシー）に関する事。</p> <p>(3) 各種検診料（特定健診を除く。）の助成に関する事。</p> <p>(4) 妊婦健診診療費助成に関する事。</p> <p>(5) 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する事。</p> <p>(6) 子ども医療費の助成に関する事。</p> <p>(7) 農村部高齢者交通確保対策助成事業に関する事。</p>